

亀山

かめやま
市議会だより

令和8年
6月定例会号

vol.107

令和8年8月1日

発行 三重県亀山市議会
編集 広聴広報委員会



特集

すべてのこどもの幸せのために――

亀山市こどもがかがやくまち条例

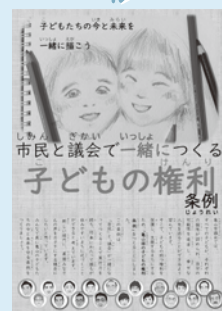
表紙写真:お誕生日会(亀山市待機児童館ばんび)

亀山市議会
初の政策条例

市民のみなさんと
議会が一緒に
つくりました

すべてのこどもの幸せのために —

亀山市こどもが かがやくまち条例



▲リーフレットの発行

亀山市議会は、すべてのこどもの幸せのために、こどもを権利の主体として尊重し、こどもがかがやくまちの実現をめざして「亀山市こどもがかがやくまち条例」を制定しました。

議会が提出する初めての政策条例であり、令和8年6月定例会において全会一致で可決・成立、令和8年7月1日に施行されました。

本特集では、その理念と前文、制定までのあゆみをご紹介します。

|| 条例の前文 — まちの想い —

こどもは、かけがえのない存在であり、その権利は、最大限に保障されなければなりません。

こどもが幸せでいることは、わたしたちにとって最高に幸せなことです。

こどもがかがやくまち

それは、全ての市民が暮らしやすいまちです。

こどもが自分にとって大事なことを

自分で決められるまちであること

こどもが意見を言い、実行できるまちであること

こどもがつまずいても、やり直すことができるまちであること

こどもが一人の人間として尊重されるまちであること

こどもが生まれた環境や障がいの有無によって差別されないまちであること

わたしたちのまちは、このようなまちであるべきです。

わたしたちは、かけがえのないこどもが

幸せでいられるために、行動しなければなりません。

こどもも大人も「こどもの権利」を理解し、共有し、

こどもたちがその可能性を無限に広げ、

全てのこどもの幸せのために、この条例を制定します。

基本理念 — 5つの大切にすること（第3条） —

1

権利の主体
として尊重

2

最善の利益
を第一に

3

成長・発達
への配慮

4

あらゆる
差別の禁止

5

意見表明の
機会を保障

こどもの大切な権利 — 4つの柱 —

子どもの権利条約の4つの権利(第5条～第8条)

1

安心して生きる権利 第5条

命が守られ、安全な環境で十分な食事や医療を受けながら、安心して暮らせること。

2

のびのびと豊かに育つ権利 第6条

学び・遊び・休息し、さまざまな人や自然とふれ合いながら、豊かに育つこと。

3

一人ひとりが守られ尊重される権利
第7条

暴力・いじめ・差別から守られ、ありのままの自分が尊重されること。

4

参加する権利 第8条

自分の意見を表明してそれが尊重され、活動に主体的に参加できること。

制定までのあゆみ

市民・こどもの声とともに

令和元年
12月

● 議会として条例制定に着手

議員からの提案を受け、議会として取組を決定。

令和2年
～

● 政策検討部会で調査・研究

部会を33回開催。議員研修・行政視察を重ねました。

令和5年
～6年

● こども・市民の声を聴く

9団体と意見交換、児童・生徒へWEBアンケートを実施。

令和7年
通年

● 有識者の意見反映・執行部と協議

専門家の助言や協議を経て条例案・逐条解説を作成。

令和8年
4月

● パブリックコメントを実施

市民の皆さんからご意見を募集しました。

6月

● 定例会で全会一致により可決・成立

委員会提出議案として上程し、全会一致で成立。

7月1日

○ 条例を施行

第20条(亀山市こどもの権利救済委員会)は2年以内に施行します。

困ったときに 相談・救済できる仕組み

こどもの権利が侵害されたとき、またそのおそれがあるときに、こどもや保護者などが相談できる体制を整えます。さらに、こどもの権利を専門的な立場から守る「亀山市こどもの権利救済委員会」の設置も定めています(第20条。準備期間を設けるため、施行日から2年を超えない範囲で別に定める日から施行します)。



意見交換会の様子



◀ 条例・逐条解説
はこちら

おもな

議案

6月定例会ピックアップ

- ✓ 〈議案第36号〉
亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定について
- ✓ 〈議案第44号〉
財産の取得について
- ✓ 〈議案第38号〉
亀山市税条例の一部改正について

可決

地域の安全と豊かな自然を守るため

太陽光発電に亀山ルール誕生

● 議案第36号 亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定について

平成24年7月に再生可能エネルギー固定価格買取制度が導入され、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーによる発電施設の導入が大幅に進んだ一方で、近年、再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴う大規模な森林伐採、農地転用等が問題化しており、土砂災害のリスクの増加、生態系への影響、景観の悪化等が懸念されていることから、当該施設に対する対応強化に努め、市民の生活環境の保全及び持続的な地域社会の発展に寄与することを目的として、条例を制定するものです。

なお、議会としても産業建設委員会が問題意識を持って1年間、所管事務調査で研究をして条例の制定について提言をしています。

Q 対象となる10キロワット以上の野立て太陽光発電施設とは、どの程度の大きさか。

A 太陽光パネル1枚は出力が300ワット程度であり、面積では1.5平米程度である。10キロワットの施設の場合、パネルは33枚となり、約50平米、15坪、30畳程度となる。

Q 事業者には、どのような説明会の開催が義務づけられているのか。その説明会に呼ぶべき近隣住民等の範囲は。

A 近隣住民等とは、合計出力50キロワット未満は事業区域境界から100メートル以内、50キロワット以上は300メートル以内、環境影響評価法の第1種事業、いわゆる4万キロワット以上に該当する場合は1キロメートル以内の居住者としている。あわせて、事業区域に隣接する土地、建築物の所有者または使用者、関係する自治会等の代表者も対象となる。市としては、規定に基づき対象範囲の確認を行い、適切に説明会が開催されるよう対応していく。



Q 太陽光パネルの廃棄等費用の積立てをどのように確認するのか。

A 事前協議、許可申請の中で積立方法などが適正であるかを確認するとともに、事業開始後につきましては、必要に応じて条例第21条の報告徴収、立入調査により履行状況を確認する。



小中学校のタブレット更新

可決

● 議案第44号 財産の取得について

GIGAスクール構想第1期で整備した学習者用端末(iPad)を更新することで、ICT環境整備及び児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、新たに学習者用端末等(iPadやタッチペン、キーボード付きケース等)を取得します。



Q 共同調達を実施することで調達価格の大幅な低減を図ることができたとは、どのように判断したのか。

A 標準的な価格は、1台当たり税込み6万5,000円程度であるが、三重県の共同調達を活用して購入する場合の端末本体価格は、税込み4万1,030円ということになっており、1台当たり約2万4,000円の費用抑制を図ることができ、スケールメリットが生かされた取得価格となった。

可決

税控除の対象になるかも

セルフメディケーション税制

● 議案第38号 亀山市税条例の一部改正について



医師によって処方される医薬品からドラッグストアで購入できるように転用された特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について、令和9年度末という適用期限を廃止します。

Q この特例の内容は。

A 薬局やドラッグストア等で購入できるスイッチOTC医薬品等を購入した場合において、その年中に支払ったその費用の合計額が1万2,000円を超えるときは、その超える部分の金額、最高8万8,000円となっているが、この金額について、その年分の総所得金額から控除する医療費控除の特例である。

可決

家屋等に係る免税点を引き上げます

固定資産税の免税点の引上げ

● 議案第38号 亀山市税条例の一部改正について

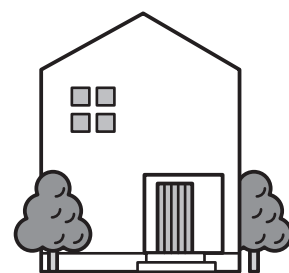
固定資産税について、家屋に係る免税点にあつては20万円から30万円に、償却資産に係る免税点にあつては150万円から180万円にそれぞれ引き上げます。

なお、免税点の改正は平成3年以来の引上げとなり、35年ぶりです。

Q 免税点が上がることで、固定資産税が一定入らなくなるが、その影響は。

A 令和8年度課税に当てはめると、家屋では、免税点の引上げにより約300人の納税義務者が課税対象から外れることになり、固定資産税と都市計画税を合わせて約130万円の減収が見込まれる。また、償却資産では、約30人の納税義務者が課税対象から外れ、固定資産税約70万円の減収が見込まれる。

※免税点とは、課税対象となる金額が一定の基準に満たない場合、その税金を免除する制度です。



令和8年6月定例会

全ての議案について全会一致で可決及び承認しました

議案第36号	亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定について	議案第46号	損害賠償の額を定めることについて
議案第37号	亀山市職員給与条例の一部改正について	議案第47号	市道路線の認定について
議案第38号	亀山市税条例の一部改正について	議案第48号	市道路線の認定について
議案第39号	亀山市都市計画税条例の一部改正について	議案第49号	市道路線の認定について
議案第40号	亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	議案第50号	市道路線の認定及び廃止について
議案第41号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	議案第51号	市道路線の認定及び廃止について
議案第42号	令和8年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について	議案第52号	市道路線の廃止について
議案第43号	令和8年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	議案第53号	専決処分した事件の承認について
議案第44号	財産の取得について	議案第54号	専決処分した事件の承認について
議案第45号	和解について	委員会提出 議案第2号	亀山市こどもがかがやくまち条例の制定について

各常任委員会の所管事務

5月11日、12日、13日に各常任委員会協議会を開催し、執行部からそれぞれの所管する主要事務事業などについて説明を受け、関係施設等の視察を行いました。

5/11 産業建設委員会協議会

▼ 所管部署

- ・産業環境部
- ・建設部
- ・上下水道部



聖橋（関町新所）修繕工事



亀山配水池（野村一丁目）緊急遮断弁設置工事

5/12 教育民生委員会協議会

▼ 所管部署

- ・市民文化部
- ・健康福祉部
- ・子ども未来部
- ・医療センター
- ・教育委員会



株式会社キンレイ亀山工場が取り組む就労支援



中部中学校給食エレベーター搬入口

5/13 総務委員会協議会

▼ 所管部署

- ・政策部
- ・総務財政部
- ・防災安全課
- ・会計課
- ・消防本部及び消防署
- ・監査委員事務局
- ・選挙管理委員会事務局



市役所本庁舎2F職場環境

一般質問

さて、ここからは、各議員の質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。

なお、各議員の質問の映像配信は2次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



▼ 一般質問

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。

正規職員を市の目標までは
増やせ

日本共産党

服部 孝規

録画動画はこちら▶



Q 県下14市で正規職員の職員数に占める割合がワースト2の48%である。正規職員が5割から6割未満の市が9市、6割以上の市が3市もある。この実態をどう認識しているのか。

A 令和8年4月1日で正規職員の割合は49.96%となっている。令和5年度以降は正規職員の比率は若干高まっている。

Q 定員適正化計画では、第2次以降ずっと正規職員について424人を維持するとしている。ところが現状ではこの目標より12人も少ない。定員適正化計画に問題があるのではないか。

A 定員適正化計画の目標人数424人に達していない状況である。全国的に職員採用が非常に困難な状況になっている。本年度の採用計画において、この424人を超える人数を目標としているので、それに向かって最大限努力したい。

Q 総職員数の推移を見ると2012年に973人だったのが、2025年には1,021人に48人も増えている。一方でこの間に正規職員は16人も減っている。このことをどう認識しているのか。

A 行財政改革の推進などで適正な定員管理に努めている。

Q 亀山市は非正規職員の中で資格が必要な専門職といわれる保育士、保健師、看護師、調理員、図書館司書、学芸員などの職の人が多い。専門職員を増やしていく、正規職員化していくべきではないか。

A 専門職については、今年も2人増員する計画で進めている。今後は専門職で必要な職員については適切な採用計画を立てて採用に努めたい。

誰もが安心して暮らせる 環境の確保について

公明党

森 美和子

録画動画はこちら▶



Q 障がいのある方の地域生活を支える体制整備（地域生活支援拠点等）について、平成31年に議会で取り上げたが進捗状況について伺う。

A 本年4月1日に地域生活支援拠点等の整備に関する実施要綱を制定した。また市内7法人に協力依頼の説明をしたところ、3法人から事業実施の届出が提出された。

Q 今後の方向性について伺う。

A 近隣市との連携のあり方や賛同いただける事業所が増えるよう説明会など実施してまいりたい。

Q 住宅セーフティネット法改正では、これまで貸し控えがあった高齢者や障がい者などが借りやすくなった。同時に居住支援法人などによって家賃保証や見守り支援を行うことで賃貸業者も提供しやすくなった。法改正を踏まえた市営住宅に対する亀山市の対応について伺う。

A 市営住宅は住宅セーフティネットの役割を果たしている。入居者の高齢化や障がい者の地域移行に対して、バリアフリー化は非常に重要と認識している。古い住宅には手すりを設置しており、市内11箇所ある借り上げ住宅に関してはユニバーサルデザインに配慮した設計となっている。

Q 福祉との連携について伺う。

A 住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、平成23年から三重県居住支援連絡会に参画し、賃貸住宅に関わる関係団体、市社会福祉協議会などと連携している。

Q グローバル化の進展に伴い、英語によるコミュニケーション能力の重要性が高まっている。タブレットを活用し、外国人講師とマンツーマンで会話を行うオンライン英会話の導入について伺う。

A 様々なタブレットを活用したアプリも出ているので英語教育のさらなる充実の機会として研究していきたい。

はしか発症数が急増している 亀山市での対応は

結

森 英之

録画動画はこちら▶



●はしか予防接種及びはしか抗体検査について

Q ワクチン接種が最も有効な予防手段とのことであるが、亀山市におけるはしかワクチン接種1期、2期、これを合わせた令和2年度以降の予防接種率はどうか。

A 2回の接種が完了の接種率は、令和2年度が98.6%、令和3年度が97.8%、令和4年度が97.4%、令和5年度が96.8%、令和6年度が95.9%、令和7年度が95.2%となっている。いずれの年度も、麻疹の発生とまん延防止上重要とされている接種率95%以上を確保しており、国や県を上回る高い接種率を維持している状況である。

Q 抗体が低い方がいると認識している。抗体が特に低い方へ予防接種に結びつけるような取組というのは、具体的に何かしているのか。

A 現在、三重県内では、本年に入って1例の感染報告にとどまっている。感染拡大はしていない。本市において感染者は確認されていないことから、今のところ抗体検査助成などの取組は考えてはいない。引き続き、感染状況や国・他自治体の動向について情報収集を行う。

●家庭用太陽光パネルの設置推進について

Q 国と連携して三重県が取り組んでいる太陽光パネル設置推進事業がある。亀山市において設置推進に取り組む考えはないのか。

A 三重県が実施している太陽光発電設備等設置費補助金については、個人向けと事業者向けの制度がある。三重県29市町中、令和8年度は27市町が実施の予定であるが、本市としてはこの制度は活用していない。

その他の質問

- 地域公共交通におけるコミュニティバスについて

農地の実態に即した 土地利用を

新 和 会

深水 隆司

録画動画はこちら▶



●農用地区域の現状と土地利用の適正化 について

Q 住宅に囲まれ孤立した「虫食い状態」の孤立農用地の実態をどのように認識しているか。

A 市内の一部地域では、宅地化が進む地域において農地が開発されるケースや山間地域の農地に太陽光発電施設などが設置されるケースなど、農地とそれ以外の土地が混在する土地利用が見られる状況は承知している。これらは所有者などの申請により農地法に基づく農地転用許可のほか、都市計画法や建築基準法などの関係法令に基づく手続きを経て行われている。

Q 農業振興地域内農用地区域からの除外要件により農用地区域を維持することなく柔軟に考えられないか。

A 農用地区域からの除外は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に定める6要件を全て満たした上で、県の同意が必要となるため、市独自の判断で柔軟に農用地区域から除外できる制度ではない。市として個々の申出に対し、地域の実情や土地利用の状況に十分配慮しながらも、法令上の要件を満たす場合のみ除外が認められるものと考えている。

Q 令和8年度改正が予定されている都市マスタープランにおいて農地の位置づけをどのように考えているのか。

A 今後、新たな土地利用が見込まれる北東部の国道306号沿道や、鈴鹿亀山道路のインターチェンジ周辺といった地域については、暮らしやすさや都市活力の向上に向け、農業上の土地利用との調整を図りつつ、周辺の農用地区域等を含めた都市的な土地利用についても検討を行う。

その他の質問

- 若年性糖尿病1型への支援について
- 農道と市道の混在路線の管理と受益者負担の適正化について

太陽光発電についての条例 実効性のあるものに

勇 政

今岡 翔平

録画動画はこちら▶



●亀山市自然環境と太陽光発電施設との 調和に関する考え方について

Q 今定例会で提案された太陽光に関する条例、対象要件を面積でなく出力としたのはなぜか。

A 国や県が出力を基準として太陽光発電施設に関する考え方や技術的基準を整理しており、指標や技術基準との整合を図りやすいため、今回の条例については、出力を要件とした。

Q 不適切な施設への措置に罰則として過料を設定しなかったのはなぜか。

A 条例で罰則として過料を設定するには、地方自治法の規定で5万円以下の範囲で定めることとなっている。事業者への抑止や是正という観点から比較的少額の過料を科すことよりも、事業者名や違反内容等を公表し違反の事実を明らかにすることによる社会的制裁のほうが影響が大きく効果的な手段であると考えた。

Q 太陽光発電施設を設置した後、事業者に連絡がつかなかったり、会社自体が存在していないケースに社名公表で対応できるのか。

A 全国的に展開をしている事業者や、継続的に営業している事業者を想定しており、そういった事業者には公表という内容は非常に効果的であると考えている。

その他の質問

- 協働事業提案制度について
- タクシー料金助成制度について

放課後等デイサービスへの 公的支援を

日本共産党

福沢 美由紀

録画動画はこちら▶



Q 放課後等デイサービスとは。

A 放課後等デイサービスは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいなど手帳の有無にかかわらず、医師などにより療育などの支援が必要と判断された6歳から18歳の就学児を対象に、本人支援、家族支援、移行支援及び地域支援、地域連携を総合的に提供することを目的とした障がい福祉サービスである。児童一人一人のニーズに応じた生活能力向上のための訓練などを継続的に提供する。

Q 市内の放課後等デイサービスの状況は。

A 令和8年4月現在、市内には9か所の事業所があり、116人が利用している。複数の事業所を併用しての利用も含める。

Q ニーズ把握、周知はどのようにされているのか。

A 現時点では一律的な調査の実施には至っていないが、日々の連携の中で、利用者の声を含め、情報共有に努めている。

Q 施設は狭くて、スペース、また療育に係る教材等が必要である。財政的な支援をもっと放課後等デイサービスに入れていく考えはないか市長に伺う。

A 国・県の多様な制度や財政支援を活用できる状況である。本市として市独自の直接的な財政支援や経営支援は現時点ではないし、考えていない。

Q 本当に国・県の制度を利用されたかどうかを、全て調べていただきたいし、市長にはぜひ現場を見ていただきたい。

A 市としては、しっかりのその実態を把握し、適切に対応していく。

その他の質問

- 亀山市就学前教育・保育施設の再編方針について
- 自衛隊への個人情報の提供について

京都へ「乗換えなし」復活と 半導体の世界の亀山を

結

草川 卓也

録画動画はこちら▶



● 草津線への直通運転で、京都へ乗換えなし・一直線に

Q 京都へ乗換えなしで行ければ、通勤・通学・観光・買物と選択肢が広がり、亀山に住む理由が一つ増える。将来リニア駅ができれば滋賀方面から来ていただく手段になる。草津線直通で京都へ一直線につながることを交通政策の旗印とし、市が前に出て展開すべきではないか。

A 関西本線と草津線の連携は、JR西日本の管轄エリアを越えた取組である難しさもあるが、これまでも重要性を訴え連携を図ってきた。将来的にはリニア駅整備を見据え、草津線沿線自治体からの連携への期待感も強く聞いている。草津線と関西線、三岐線、紀勢本線の流れは戦略的に重要であり、具現化できるよう考えていきたい。

● 液晶から半導体へー「世界の亀山」を現在進行形で

Q シャープとともに亀山に集まった電力や工場用水といった産業基盤を、半導体・データセンター・AIサーバーなど次の世代の産業へどう広げていくのか。亀山の次の10年を左右するビジョンを示してほしい。

A 次世代産業、AI・半導体産業の集積促進を目指す。液晶拠点だったシャープ亀山工場の既存インフラが、国家戦略の一環として次世代半導体の技術開発拠点「SATAS」の後工程実証ラインとして再生した。四日市のキオクシアを核に、桑名のUSJC、亀山が加わり国内最強クラスの半導体供給網を目指す。液晶における世界の亀山から半導体における世界の亀山へ、まさに現在進行形である。

その他の質問

- 部活動の地域展開について
- 中学校給食について
- JR井田川駅周辺の浸水対策について
- JR亀山駅前の送迎環境について

眠る市有地に新たな価値を!

新 和 会

櫻木 善仁

録画動画はこちら▶



●歳出の削減だけでは限界!市民サービスの維持向上に向けた自主財源確保

Q 自主財源確保に対する基本認識を伺う。

A 本市の一般財源がほぼ横ばいで推移する中、市民サービスの維持向上を図るためには、持続可能な財政構造を確立することが不可欠である。徹底した歳出削減のみならず、さらなる自主財源の確保など、歳入基盤の強化を図ることが極めて重要であるものと認識している。戦略的な企業誘致や企業版ふるさと納税の強化に加え、未利用地の売却等を積極的に進めるなど、新たな財源獲得に向けた取組を推進する。

Q 縮小予算を編成する一方で、未利用財産を保有し続けることは維持管理費の観点からも課題である。今後は、保有する資産から活用する資産への転換が必要ではないか。未利用財産の需要と供給のマッチングを行うことが活用の第一の考え方であり、そのためには情報が必要だと考える。ぜひ未利用の財産を一覧表として作成し公開してほしいが、活用方法を含めて市の見解を問う。

A 市が所有する未利用地は、現在約50か所、総面積約30万㎡ある。市側で一律にニーズの有無を判断せず、まずは情報を広く発信することで、民間における新たな活用や売却、貸付けによる歳入確保につながる可能性があるものとする。今後は、積極的に情報を公表する考えであり、現在売却を進める市営住宅跡地と併せ、市ホームページ等で一括して情報提供できるよう、用地の情報整理を進める考えである。

その他の質問

- 「亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定」、太陽光発電施設の拡大及び地域課題について

残りもう1年を切っている

勇 政

伊藤 彦太郎

録画動画はこちら▶



●全国伝統的建造物群保存地区協議会総会の開催について

Q 令和9年度の総会を当市で開催するということが決まったが、総会の内容はどういうものか。

A 例年の総会や研修会の規模としては、3日間の日程で開催をされることが多く、加盟自治体の首長と自治体担当者のほか、保存地区の保存や活用に関わる全国の市民団体など300名程度の参加という形になっている。伝建地区である関宿を中心に、本市の魅力を全国に広くアピールできる絶好の機会と考えており、今後、会長市である金沢市と協議しながら、日程や内容を決定していきたい。

Q 講演会、首長サミット、現地研修、オプション視察とかもあるとのこと。人員体制は。

A 基本的には市民文化部の文化課が中心になって行っていくことになるが、単独で出来る話ではないので、全庁を挙げた体制が必要だと考えている。他にも、主に関宿の伝建地区において様々な活動をされている団体の方にもご協力を頂きたいと考えている。

Q 講演会の場所は。

A 規模的に文化会館の大ホールを使うということが基本かと考えている。

Q 環境整備も行うのか。

A 当初予算では計上していないが、修繕が必要なものがあれば、補正での対応も含め対応していきたい。

Q 令和9年度は文化年と重なるが、文化年事業に含めるのか。

A 本総会や研修会において、かめやま文化年2027の要素を加えて、参加者には重要伝統的建造物群保存地区に加えて、文化・芸術の分野において亀山市の魅力を実感いただける機会としていきたい。

その他の質問

- 道路交通法改正に伴う市の対応について

市民にとって安全・安心な 河川管理を!

結

古田 吉昭

録画動画はこちら▶



●河川管理について 今後の対策について

Q 近年の線状降水帯による記録的短時間大雨情報が全国で発表されている。今までとは違う大雨に対する今後の対策を伺う。

A 令和8年度については、県が椋川において引き続き左岸の護岸工を上流側に延伸し、下樁世橋架け替えに必要な仮設橋梁などの設計に着手している。また安坂山町地内では安楽川砂防堰堤の改修を令和6年度より実施しており、令和8年度で事業完了予定である。堆積土砂の撤去については椋川、前田川、中ノ川などにおいて堆積状況を調査し、優先度の高い箇所では土砂撤去する。今後も引き続き河川パトロールを実施し、危険度の高い箇所の堆積土砂撤去、修繕工事を実施し、適正に管理をしていく。

●河川管理について 鈴鹿川について

Q 本川である鈴鹿川に堆積土砂がかなり溜まっていてどん詰まり状態になっている。これでは当然水の行き場はなく、水の渋滞が起きて最終的にはバックウォーター現象が発生してしまう。増水による護岸や堤防へのダメージも大きくなり堤防決壊の恐れも大きくなる。以前に鈴鹿川第一・第二頭首工と井尻頭首工の改築の計画があると聞いたが、計画の進捗状況を伺う。

A 国土交通省が管理する鈴鹿川においては鈴鹿川水系河川整備計画に基づき整備を行っており、井尻頭首工を含む3基の頭首工の改築が計画されている。現在の対応として、井尻地区で令和8年度も流下能力の向上として引き続き樹木伐採等を進めていく。

その他の質問

- 防災対策について
- 防犯対策について
- 熱中症について

消防職員の数には足りていない 増員すべきである

勇 政

櫻井 清蔵

録画動画はこちら▶



●第5次亀山市定員適性化計画等について

Q 5月に消防職員の採用募集をかけていないが、人員は足りているのか。消防職員の数を増やした方がよいと考えるが市長の考えは。条例の定数である83名に対して79名しかいないという認識だが合っているか。

A 5月に消防職員の採用募集をしないのは、後期募集で高校生の受験機会を確保するためである。令和8年4月1日時点で消防職員は79名であるが、条例定数を見直して組織体制の強化を図ってきた流れの中にあり、例えば令和8年度から津市・鈴鹿市との3市共同の通信指令の正式運用が始まるなど、組織運営上支障がないように人員管理に努めさせていただきたいと考えている。

●関町木崎地区で発生した火災について

Q 旧関地区で防災行政無線から鳴っていたサイレンを復活させる考えはあるか。

A 防災行政無線の撤去などに至った背景には、これまで10年来、議会で情報伝達の重層化の議論を重ね、情報システムの構築を行ってきた現状がある。その上で、現時点でサイレンの復活は考えていない。

●JR各駅でのトイレ整備について

Q 亀山市の予算でJR下庄駅のトイレを整備する考えはあるか。

A 下庄駅のトイレについては、老朽化・衛生面からも利用が難しい状態であると認識している。JR東海に対し施設整備の要望を行ってきたが、JR東海は無人駅のトイレを順次撤去する方針であり、鉄道利用者のトイレ利用はJR紀勢本線的全車両にトイレ施設が整備済みでそちらを利用してほしいと聞いている。

その他の質問

- 太陽光発電施設について

逼迫する電力事情の中 亀山市は対応できるのか

結

鈴木 達夫

録画動画はこちら▶

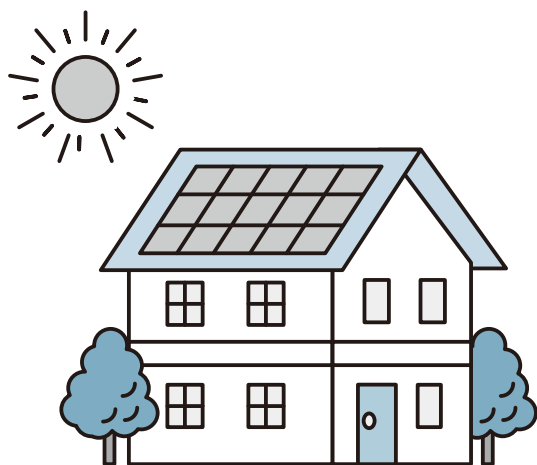


Q 消防庁通達の中で、地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合、72時間は外部からの供給なしに非常用電源の確保が求められている中で、本庁舎の稼働可能時間は2、3時間に留まっている。再生可能エネルギーの活用により災害時の電力確保は行わないのか。

A 費用対効果を踏まえ、その手法などを検討した経緯はある。その際多額の費用を要することが判明した。今後、令和18年度の新庁舎の開庁を予定する中、現段階で具体的施設整備計画はない。

Q 6月定例会提出の条例のとおり、主に自然環境や地域住民に負荷を生んでおり、今後及ぼしかねない、野立ての太陽光発電に対しては、市として毅然とした姿勢を示し、一定の制限をかけるのは理解できる。しかし、一般家庭や市内企業の再生エネルギーの導入・推進については、環境基本計画で示すとおり、今後も積極的に導入を進めるのか。あるいは少し「慎重」のスタンスに舵を切るのか。

A 家庭用についても、太陽光パネルの将来の大量廃棄への対応が懸念される。また、今や各家庭平均1600円以上の再エネ賦課金が電気料金に乗っている状態も含め、再エネの推進とコストの問題など、従来の積極的なあり方から、慎重に考えるべきではないかと考える。



住宅火災被害者に ワンストップサービスを

中島 雅代

録画動画はこちら▶



●火災発生時の対応について

Q 火災が起きて通報があってから消防がどのような動きをしているのか。

A 消防活動の流れについて、まず119番通報がされると、三重中央消防指令センターで受報し、火災発生地点や負傷者の有無、延焼状況を聴取し、管轄する消防署等に出動指令が発出される。出動した消防隊は、現場到着後、情報収集を行うとともに、消火活動を開始する。また、火災の規模等により消防署から消防団への出動要請を行うが、地域の消防団員が自ら火災を覚知し、消防署よりも先に消火活動を実施することもある。

Q 今どこで火災が起きているのかということ周辺住民はどうやって知ることができるのか。

A 広範囲における市民への避難の呼びかけが必要であると判断した場合には、消防隊による避難広報を実施するとともに、防災アプリを活用して、火災発生時の緊急情報をアラームと音声の両方でリアルタイムかつダイレクトに地域住民のスマートフォンに通知する。

Q 火災被害に遭った場合、支援を受ける際には、被害に遭われた方が自分で該当する部署に問合せをする必要がある。簡単に検索ができたり、ワンストップでのサービスが必要ではないか。

A 心身ともに疲弊している被災者の方が多岐にわたる複雑な手続を行うことは非常に負担になるため、その負担を少しでも軽減し、必要な支援制度等を確実に受けられるようにするためには、その手続に一元的に対応できるような窓口を設けることが望ましい。被災者の方に寄り添った、よりの確かつ迅速な支援に向けた検討を進めてまいりたい。

樹木の適正な管理を

高島 真

録画動画はこちら▶



●道路にはみ出している木への対応について

Q 亀山停車場石水溪線では、樹木が生い茂っており、大型トラックの箱部分が引っかかるのでセンターラインに寄ってることがある。トラックがセンターラインに出てくると対向車は、よける場所がない。学生も自転車で走ってくるところで、その学生がひっくり返ったという事案も聞いている。県道や市道などいろいろと道路管理者があるかと思うが、辺法寺町における伐採要望の状況について伺う。

A 辺法寺町地内における県道亀山停車場石水溪線沿いの樹木伐採要望に対する対応状況については、令和8年1月中旬に三重県が関係する地権者及び自治会長と境界立会いを実施している。しかしながら、境界確定に至らなかったため、再立会いに向けた対象樹木周辺の除草及び県道の通行に支障のある枝木伐採を5月下旬に行ったところである。今後の対応については、境界の確定に向け、関係者による再立会いを実施すると三重県より伺っている。道路の路肩やのり面などにある雑木が市道に張り出し、通行の支障となっている場合については、枝払い等の作業を行い通行の妨げや見通しの悪化を防止しているところである。その上で、張り出した樹木が通行に支障を及ぼし、緊急性が高いと判断されるときは、道路管理者として必要な措置を講じることができる場合もあり、個別の状況に応じて対応している。

その他の質問

● 辺法寺地区における高速道路について

デジタルツイン技術で維持 管理業務の効率化を!

豊田 恵理

録画動画はこちら▶



●デジタルツインの活用について

Q ドローンによる空撮など、最新の計測技術を用いて取得した3Dデータを基に、現実空間に存在する地形や構造物を仮想空間上に極めて詳細に再現する「デジタルツイン技術」の活用で、従来の現地調査に係る膨大な時間や労力、コストを劇的に削減しつつ、市内公共施設のより詳細で正確な情報を全庁的に共有する可能性は。

A ドローンによる空撮等で外壁や屋根の劣化調査を遠隔、自動化により現地調査に要する時間を削減でき、限られた職員でより多くの施設を正確に管理、点検することが可能となるのではないかと。加えて仮想空間上での改修コストの試算や施設の統廃合に伴う周辺環境への影響予測などがシミュレーションにより可能になるなど、意思決定の迅速化も期待でき、こうしたデジタル技術の活用は重要なツールになり得ると考えられる。

Q ドローンの使用を災害対策等の本来業務だけに限定せず、平時において試験的にでも、公共施設の維持管理や点検業務などに部局横断で活用できないか。

A 他業務においても有効活用できるものと伺っており、デジタルツインでの活用は可能であると考えている。

●鈴鹿川の保全と活用について

Q 亀山市のかまちづくり計画敷地内には既に鈴鹿川一里塚公園があり、花見や散歩、散策コースなど親しまれているが、その扱いは。

A 鈴鹿川一里塚公園は河川区域内に立地していることから、本市かまちづくり計画では河川区域内の利活用施設の一部として位置づけ、トイレなど既存の施設を含めたりリニューアルも視野に入れている。

亀山市議会が学校へ！出前授業

～ こどもたちが学ぶ「市議会ってなあに？」～

亀山市議会では、こどもたちに市議会や地方自治への関心を深めてもらうため、また「亀山市こどもがかがやくまち条例」の理念に基づき、こどもたちが自分の意見を自由に表明できる機会として、市内小学校で主権者教育に関する出前授業を実施しました。
(7月1日神辺小学校にて)



グループワーク

授業の後半では、「亀山市の未来」をテーマにグループワークを実施。「こんなものがあたらいいな」「もっとこうしたら良くなる」など、こどもたちが自由に意見を出し合い、活発な議論が展開されました。



ワークショップ で出た意見

楽しめる場所が
ほしい

ゴミのポイ捨てを
なくしてほしい

学校給食
フルコース!!

体育館にエアコンを
つけてほしい

出前授業の申込は
▼ コチラ ▼



議会市民アンケートの御礼

市民アンケートへのご協力ありがとうございました。市民の皆様から多くのご意見をいただき、現在アンケート結果を取りまとめています。市議会としても引き続き、「見える議会」を目指して取り組んでまいります。
また、アンケート結果については、集計後、お知らせします。



表紙写真から

お誕生日会（亀山市待機児童館ばんび）

楽しみにしていたお誕生日会で、みんな大はしゃぎです。お誕生日の子は前に出て、ローソクの灯を消して、みんなから拍手をもらってご機嫌です。じっと座っているのも大変。

とびくす

中学校給食試食会

令和8年度から開始した中学校全員喫食制給食について、6月24日に議員全員で試食会に参加しました。献立は、牛乳、麦ごはん、鶏肉のから揚げ、キャベツの塩だれ和え、わかめスープでした。給食はおいしくいただき、普段中学生が食べている給食を体験するとともに、中学校給食の現状を確認しました。



議会の会議の様子をご覧ください。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会（総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会）の様子をライブ及び録画で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。



議会映像インターネット
配信はこちら▼



会議	視聴方法	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
		ライブ	録画	ライブ	録画
本会議		○	○	○	○
常任委員会（総務・教育民生・産業建設・予算決算）		○	○	—	—

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。

皆様のご意見をお寄せください。

問い合わせ先 三重県亀山市議会事務局

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 ☎(0595)84-5059 Eメールアドレス gjichousa@city.kameyama.mie.jp